

発電事業者さま

出力制御運用方法の変更（一律制御への移行）に関するお知らせ

平素は、弊社の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

発電事業者さまにおかれましては、電力の安定供給のため、再生可能エネルギー（以下、再エネ）の出力制御にご理解・ご協力いただき御礼申し上げます。

現在、九州本土におきましては、太陽光発電の接続量が 1,011 万 kW（2020 年 12 月末時点）となり、30 日等出力制御枠（接続可能量）^{※1}である 817 万 kW を 200 万 kW 程度超過している状況です。これまで運用方法の見直しなど出力制御量低減に向けた取り組みを実施してきておりますが、今後の太陽光発電の接続量増加等の影響により、2021 年度の旧ルール事業者さまの年間出力制御日数が 30 日を超過する見込みとなりました。

国の審議会^{※2}では、旧ルール事業者さまの年間の出力制御日数が上限の 30 日に到達するまでは、発電事業者間の公平性確保の観点から、出力制御対象事業者さまを順次交替で制御（交替制御^{※3}）することとし、旧ルール事業者さまの年間の出力制御日数が上限 30 日を超過する場合は、旧ルール事業者さまを可能な限り上限 30 日まで出力制御しながら、指定ルール事業者さまを従来の交替制御から一律制御^{※4}へ変更することが決定されております。

このため、国の審議会での整理を踏まえ、2021 年 4 月より、九州本土の指定ルール事業者さまの出力制御の運用方法を一律制御に変更しますのでお知らせいたします^{※5}。なお、今回の出力制御運用方法の見直しに伴う発電事業者さまの対応内容に変更はございません。

弊社は、引き続き、再エネ出力制御量の低減に向けたあらゆる取り組みを検討していきますので、今後とも再エネの出力制御へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

※1 一般送配電会社が年間の出力制御機会上限（30日、360時間又は720時間）を超えて出力制御を行わなければ、新たな接続が受入不可となる接続量

※2 第28回 系統ワーキンググループ（2020年12月11日）

《資料2 再エネ出力制御に向けた対応について》

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/keito_wg/028.html

※3 出力制御が必要な日に事業者さまを交替（輪番）で制御する方法

※4 全ての指定ルール事業者さまを一律の割合（％）で出力制御する方法

※5 旧ルール（オンライン・オフライン）及び新ルール事業者さまは従来どおりの交替制御を継続

【本件に関するお問い合わせ窓口】

九州電力送配電株式会社 再エネコールセンター TEL 050-6622-2020（平日 9:00～17:00）

よくあるご質問

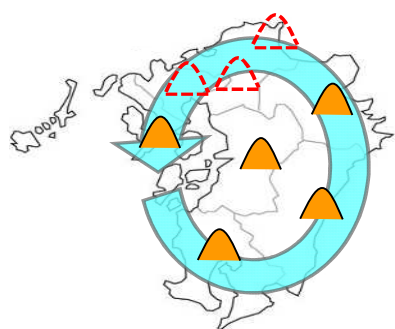
Q1 一律制御移行後の具体的な運用方法は

A1 旧ルール事業者さまの出力制御日数の上限である30日まで可能な限り出力制御することを前提に、指定ルール事業者さまを一律でパーセント（％）制御します。

具体的には、指定ルール事業者さまへ「発電設備の定格出力に対する発電出力の上限値（％）」を指令します。なお、旧ルール事業者さまは、従来通り交替制御による出力制御を継続します。

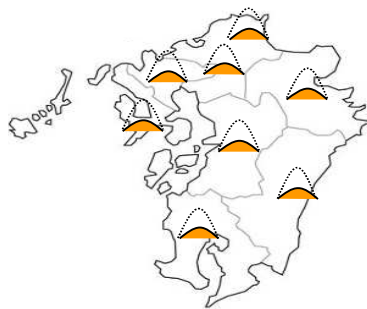
〔現行の事業者選定方法〕

対象事業者を交替で選定し制御



〔一律制御時の事業者選定方法〕

全ての指定ルール事業者さまを一律で％制御
(旧・新ルール事業者さまは従来通りの交替制御)



Q2 運用見直しにより指定ルール事業者の出力制御量に与える影響は

A2 九州本土の指定ルール事業者さまを一律制御した場合の出力制御量を試算した結果、電力需要や電源の稼働状況等によって変動しますが、2021年度の指定ルール事業者さまの出力制御回数は年間60回程度※1を想定しております。また、指定ルール事業者さまは必要な時間のみ出力制御するため、出力制御率※2は3%程度で旧ルールオフライン事業者さまの3割程度となる見込みです。

当社は、出力制御量の低減に向けて、制御時間の短縮など最大限の取り組みを行ってまいります。

※1 従来の交替制御相当の換算回数（抑制率の積算が100%となった時点で1回）では20回程度

※2 出力制御率：出力制御量／総発電量（出力制御量含み）

Q3 所有する発電所がいつどれだけ（％）出力制御されたのか教えてもらいたい

A3 指定ルール事業者さまの出力制御実績（パーセント制御指令値）については、当社ホームページに掲載する予定です。

リンク先：https://www.kyuden.co.jp/td_power_usages/pc.html#saiene

なお、指定ルール事業者さまを含むオンライン事業者さまの出力制御につきましては、当日の2時間前に判断するため、事前のお知らせはできません。

Q4 出力制御制御運用方法の変更による事業者側の対応は必要か

A4 当社からオンラインで一律制御を実施するため、今回の出力制御運用方法の変更に伴う事業者さまの対応はございません。